

■ 里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携

1 ファミリーホーム制度について

- 設置主体 法人又は個人（養育家庭経験者、施設職員経験者）
- 児童の定員 5人又は6人（都内事業者は全て6人）
- 職員配置 養育者2名＋補助者1名（養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、養育者1名＋補助者2名以上も可）
- 「家庭養護」の一形態、養育者はファミリーホームに生活の本拠を置くことが必要

2 ファミリーホームの状況

◆ホーム数 ※東京都全域／年度末現在

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
ホーム数		30	30	30	30	27
内 訳	法人型	11	10	11	10	8
	里親型	19	20	19	20	19
新規開設		1	1	2	1	1
廃止		2	1	2	1	4

◆措置児童数 ※東京都全域／年度末現在

(単位:人)

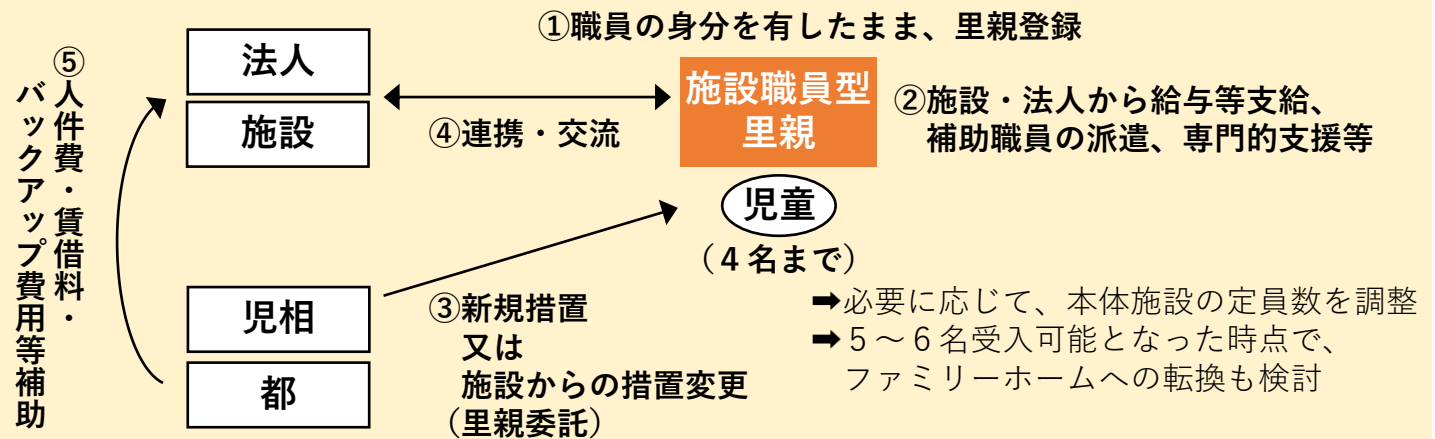
R 3	R 4	R 5	R 6
122	127	120	127

- ・ 毎年新規の開設がある一方で、廃止するホームもあり、総数は横ばい。
- ・ R7年度には4ホームが廃止。うち3ホームはグループホームへの転換。
- ・ 各ホームの定員は6人だが、受託児童数は平均約4人となっている。

3 現行制度の課題

- 単身者による養育の運用の実例は限定的（東京都管轄20ホーム中4ホーム）
 - 養育者はホームに生活の本拠を置かなければならず、生活と業務が一体化することによる負担が大きい。
 - 法人にとっては、同様の定員規模であるグループホームに比べて、人事配置等の運営が硬直化しやすい。
 - グループホームが定員4名から運営可能であるのに対して、ファミリーホームは5～6名の運営が前提
- より小規模な単位の家庭養護において、施設・法人と連携できる仕組みを構築してはどうか。

4 施設職員型里親（仮称）の検討（案）



- 職員の身分を有したまま里親登録し、里親として児童の養育を行う。
生活の本拠は、児童の養育を行う場所に置く。
（住居は、法人が用意する住居又は自己所有いずれも可）
 - 施設・法人は、当該職員への給与等の支給、補助職員の派遣、委託児童への専門的支援等を行う。
当該職員は、施設の職員配置基準外の職員として、施設の支援に入ることも可能とする。
必要に応じて、委託児童も施設との交流を可能とするなど、連携・交流を積極的に行う。
 - 施設・法人は、地域の里親・ファミリーホームに対しても、専門的支援などバックアップを行う。
 - 当該職員としての里親は、原則として常時3～4人（一時保護を含む）を養育することを要件とする。
必要に応じて、委託児童数に応じた本体施設の定員数の調整を行う。
 - 都から施設・法人に対して、必要な事務費（人件費、賃借料等）を補助する。
養育力の高い里親を確保しつつ、法人・施設の運営に支障のないよう、相応の補助水準を確保する。
- 「施設養護」及び「家庭的養護」から「家庭養護」への移行を促進し、養育関係のパーマネンシーを維持しながら、専門的支援を必要とする児童についても、家庭と同様の養育環境を確保

■ 里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携

○ 制度比較

	通常の里親	施設職員型里親（案）	ファミリーホーム
法的位置づけ	里親	里親	事業（小規模住居型児童養育事業）
単位	個人（家庭）	個人（家庭）	個人事業主又は法人
人員体制	里親 （夫婦。条件により単身も可※）	里親 （夫婦。条件により単身も可※）	養育者2名＋補助者1名 （又は養育者1名※＋補助者2名）
受託可能児童数	4人まで	4人まで	定員5～6人 （都内事業者は全て6人）
受託児童数	1～2名が中心	制度要件として、 常時3～4人の受託義務	実績は平均4人
委託の応諾	個別判断（応諾義務なし）	応諾義務あり	応諾義務あり
対象児童	一般ケース中心	ケアニーズの高い児童 （虐待・障害・医療・高年齢等）	ケアニーズの高い児童 （虐待・障害・医療・高年齢等）
里親が 受け取る金銭	措置費（里親手当等） ※就業している場合は＋就業所得	措置費（里親手当等） ＋法人からの給与所得	措置費（事務費等）
追加的な 財政支援	なし	里親の所属する法人に対して、 人件費、家賃相当を補助	措置費に運営費を含む （施設同様の補助金制度あり）

※単身の要件（東京都里親登録基準）

配偶者がいない場合には、児童を適切に養育できると認められ、かつ、**起居を共にし、里親の養育支援者として児童の養育に関わることができる、20歳以上の親族等**がいること。ただし、**養育支援者がいない場合であっても、児童を適切に養育できると認められる 特段の事情がある**ときはこの限りではない。

➤ **養育経験、児童福祉分野での従事経験、他自治体での里親経験**（単身での受託経験）等、個々の状況に応じて総合的に判断しており、**施設職員型里親（仮称）**については、**より柔軟に認めてはどうか。**

【参考】里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

	里親	ファミリーホーム	グループホーム	
			地域小規模 児童養護施設	小規模グループケア の分園型
形態	家庭養護（養育者の家庭に迎え入れて養育を行う）		施設養護（施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする）	
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業 （個人又は法人）	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部（法人形態）	
措置児童数	1～4名	定員5～6名	定員4～6名	定員4～6名
養育の体制	里親 （夫婦又は単身）	養育者2名（夫婦） + 補助者1名以上 養育にふさわしい家庭環境が確保される場合、 養育者1名 + 補助者2名以上	常勤2名 + 常勤又は非常勤1名 + 小規模かつ地域分散化加算の 常勤最大3名 （定員6名の場合）	児童数に応じた 4：1等の配置 + 小規模ケア加算の 常勤1名 + 小規模かつ地域分散化加算の 常勤最大3名 （定員6名の場合） + 管理宿直等加算の 常勤又は非常勤1名
措置費	里親手当 90,000円 （児童1人当たり）	上記の人件費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定（現員払い）	上記の人件費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定（定員払い）	
		賃借による場合は実費を措置費で算定		
児童の一般生活費（約5.7万円※）、教育費等は概ね共通 ※里親・FHは都加算約7千円あり				